

業庫第22号  
2020年3月19日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日本銀行業務局

記名国債証券交付事務等の合理化・効率化について

代理店事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本銀行では、本日付業庫第21号のとおり、ペーパーレス化、事務集約化および代理店サポート強化を軸に、代理店事務の合理化・効率化に取り組んでいるところですが、今般、その一環として、下記1. を本年10月から、同2. および3. を本年4月から、それぞれ実施することとしました。

これら見直しに伴う関係規程の改正につきましては、追ってご連絡します。また、その他の施策についても、実施にあたり改めてご連絡します。

記

1. 記名国債証券交付事務の見直し……………別紙1. 参照
  - (1) 事務集中センター等への交付事務の集約可能化
  - (2) 証券・関係書類間の照合個所の削減等
  - (3) 証券交付年月日の表示個所の削減
  - (4) 印鑑票送付先・枚数の一覧表の送付
2. 代理店等事務にかかる証票等の複製等の可能化……………別紙2. 参照
3. 歳入金等受入事務における保存書類の管理事務の集約可能化……………別紙3. 参照

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 (電話：03-3279-1111)

1. 関係 営業・国債業務企画グループ 大竹 (内線 6089)、阿部 (内線 6045)
2. および3. 関係 国庫業務企画グループ 小堀 (内線 6070)、山田 (内線 6063)

## 記名国債証券交付事務の見直し

## 1. 事務集中センター等への交付事務の集約可能化（別紙（1）参照）

記名国債証券の交付事務の一部を、事務集中センターや代理店引受金融機関本部等の交付取扱店以外の場所（以下「事務集中センター等」といいます。）で行うことを可能とします。

## (1) 事務の範囲

代理受領者（直接交付の場合には、記名者。以下同じです。）への証券の窓口交付は引続き交付取扱店である代理店（以下単に「代理店」といいます。）で行う必要がありますが、それ以外の事務（印鑑票への証券番号の記載、支払場所への印鑑票の送付、代理受領者への証券の郵送交付等）については、事務集中センター等で行うことを可能とします。

証券の窓口交付以外の事務のうち、いずれの事務を事務集中センター等で行うこととするかは、各代理店の任意としますが、いずれの事務を事務集中センター等で行うこととする場合であっても、以下のとおり取扱うこととします。

- ・ 日本銀行からの証券の送付および財務局等からの印鑑票の送付は、引続き代理店に対し行います。
- ・ 日本銀行、財務局等および代理受領者との証券・印鑑票その他の関係書類の授受は、代理店名で行ってください。すなわち、当該授受における封筒や送付書・受領書等における送付先・送付元として代理店名を表示してください。

## (2) 日本銀行への届出

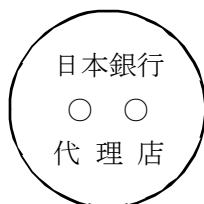
交付事務を事務集中センター等で行うこととする場合、

- ・ 事務集中センター等が交付取扱店（代理店引受金融機関）と同一法人であるときは、日本銀行への届出は不要です。
- ・ 事務集中センター等が交付取扱店（代理店引受金融機関）と別法人であるときは、事務集中センター等における交付事務の開始日までに、「日本銀行代理店等事務の外部委託に関する報告書」（「日本銀行代理店等委嘱先が代理店等事務の一部を外部委託する場合の運用基準」別紙 1<sup>(注)</sup>）を日本銀行（当該代理店引受金融機関の本店の所在地を業務区域とする日本銀行の本店＜業務局統括課代理店検査グループ＞または支店業務課）に提出してください。

(注) 同報告書の様式中「委託事務の区分」に「4. 記名国債証券交付関係事務」を追加するための改正を行いますので、当該改正に関する通知後に提出してください。

### (3) 店印

事務集中センター等で交付事務に際し代理店の店印の押捺（支払場所への印鑑票の送付を行う場合の印鑑票送付書への店印の押捺等）を行う場合に限り、以下の様式の店印（自行で調製したもの）を使用することを可能とします。



- \* 大きさ 直径 21 mm
- \* 色 任意

### (4) 証券交付年月日のゴム印

事務集中センター等で代理受領者への証券の郵送交付を行うこととすることにより、証券交付年月日のゴム印の追加配付を希望される場合には、日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ（前掲【本件に関する照会先】参照）に連絡してください。

### (5) 交付内訳書の取扱い

交付内訳書は、事務集中センター等で保管する場合においても、代理店で保管する場合と同様、日本銀行からの付せん（国債名称、証券枚数等が記載された合計票）ごとに散逸しないよう整理保管してください。

各付せんの交付内訳書にかかる一部の代理受領者についてのみ事務集中センター等で証券の郵送交付を行い、他の代理受領者については代理店で証券の窓口交付を行う場合（別紙（1）の【例③】参照）には、以下のとおり取扱ってください。

- ・ 郵送交付分または窓口交付分のいずれかの代理受領者分の頁の写を作成したうえ、事務集中センター等または代理店のいずれかは当該写により交付事務を取扱ってください。この場合、交付内訳書の本書の当該頁（複数頁あるときは、最初の頁）の適宜の余白に、その旨（「事務集中センター等で交付のため写を作成」等）を記載してください。
- ・ 当該写にかかる交付が完了した後、当該写は、交付内訳書の本書とともに事務集中センター等または代理店で保管してください。

### (6) その他の留意事項

- ・ 事務集中センター等で複数の代理店分の証券・印鑑票その他の関係書類を保管する場合には、代理店ごとに区分して保管してください。
- ・ 事務集中センター等で証券を保管する場合には、袋類に納めたうえ、施錠可能な耐火性のあるキャビネット等（金庫以外も可。）に格納してください。
- ・ 事務集中センター等で交付事務にかかる用済証票類を保管する場合には、代理店

で作成する文書保管票等の備考欄に、当該代理店以外で保管している旨を記載してください。

- ・ 事務集中センター等で交付事務を取扱う場合においても、特に断りのない限り、「日本銀行代理店国債事務取扱手続」に従って取扱ってください。

## 2. 証券・関係書類間の照合個所の削減等（別紙（2）参照）

証券・関係書類間の照合個所を下表<sup>(注)</sup>のとおり見直すこととします。

また、印鑑票への証券番号の記載（現行、証券による記載のみ可能。）について、交付内訳書により記載することも可能とします（引続き、証券による記載も可能。）。交付内訳書により記載した場合には、記載した印鑑票の証券番号を証券と照合してください。

（注）下表において、「裁定番号等」とは、裁定通知書（一部の記名国債にあつては、認定通知書。以下同じです。）の記号・番号をいいます。

照合個所		現行	見直し後
交付内訳書・証券	国債名称	要	
	記号		
	券面種類		
	証券番号	要	不要
	支払場所		
	記名者		
交付内訳書・印鑑票	国債名称	要	
	記号		
	券面種類		
	支払場所		
	住所	要	不要
	記名者	要	
交付内訳書・交付通知書	通し頁	要	
	交付取扱店		
	代理受領者		
	国債名称		
	記号		
	合計金額		
	券面種類	不要	要 <sup>(注)</sup>
	合計枚数		
	財務局等		

照合個所		現行	見直し後
交付通知書・受取人明細表	通し頁	要	不要
	交付取扱店		
	代理受領者		
	国債名称		
	記号		
	合計金額		
	券面種類		
	合計枚数		
	財務局等		
交付内訳書・受取人明細表	国債名称	要	
	発行日		
	記号		
	券面種類		
	通し頁		
	財務局等		
	交付取扱店		
	代理受領者	要	不要
	裁定番号等		
	記名者		
	住所		
	支払場所		
	合計枚数		
	合計金額		
交付内訳書・裁定通知書	裁定番号等	要	
	国債名称		
	券面種類		
	記号	要	不要
	記名者		
	住所		

(注) 交付通知書・受取人明細表間の照合を不要とすることに伴い、照合の対象とします。

### 3. 証券交付年月日の表示個所の削減（別紙（3）参照）

証券交付年月日（郵送交付の場合における「証券発送日」の文言を含みます。）の表示個所を下表のとおり見直すこととします。

表示個所		現行	見直し後
証券類	額面金額等記載部分の裏面の表示欄 （同欄のないものは左上部余白）	要	
	利賦札の裏面上部 * 証券交付時点で既に支払期日が到来している利賦札に限る。	要	不要
印鑑票	表示欄（同欄のないものは左上部余白）	要	
	支払表示欄上部 * 証券交付時点で既に支払期日が到来している支払期欄に限る。	要	不要
交付内訳書	備考欄または上部欄外余白	要	一部省略可 <sup>（注1）</sup>
交付通知書	領収証の余白	要	一部省略可 <sup>（注2）</sup>

（注1）見直し後は、一括交付分について、各代理受領者分の最初の頁の上部欄外余白のみに表示することを可能（当該代理受領者分の2頁目以降への表示は不要。）とします。

（注2）見直し後は、窓口交付の場合には、省略可とします。一方、郵送交付の場合には、省略不可とします。

### 4. 印鑑票送付先・枚数の一覧表の送付（別紙（4）参照）

日本銀行から証券・交付内訳書を送付する際に、印鑑票送付先・枚数の一覧表も送付することとします。支払場所への印鑑票の送付事務において、適宜お役立てください（ご利用は任意です。）。

以上

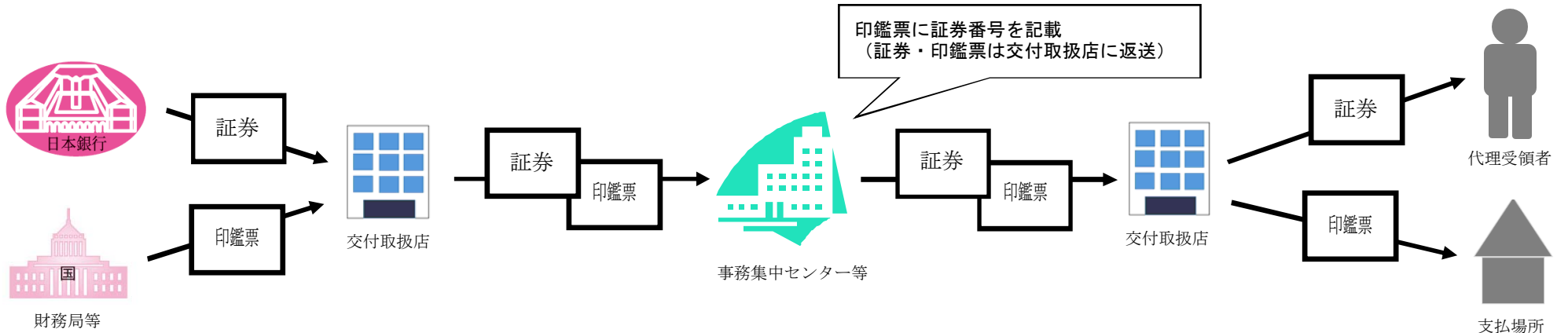
事務集中センター等への交付事務の集約可能化

別紙1. の1.（1）に記載のとおり、証券の窓口交付以外の事務のうち、いずれの事務を事務集中センター等で行うこととするかは、各代理店の任意としますが、例えば、以下のようなケースが考えられます。

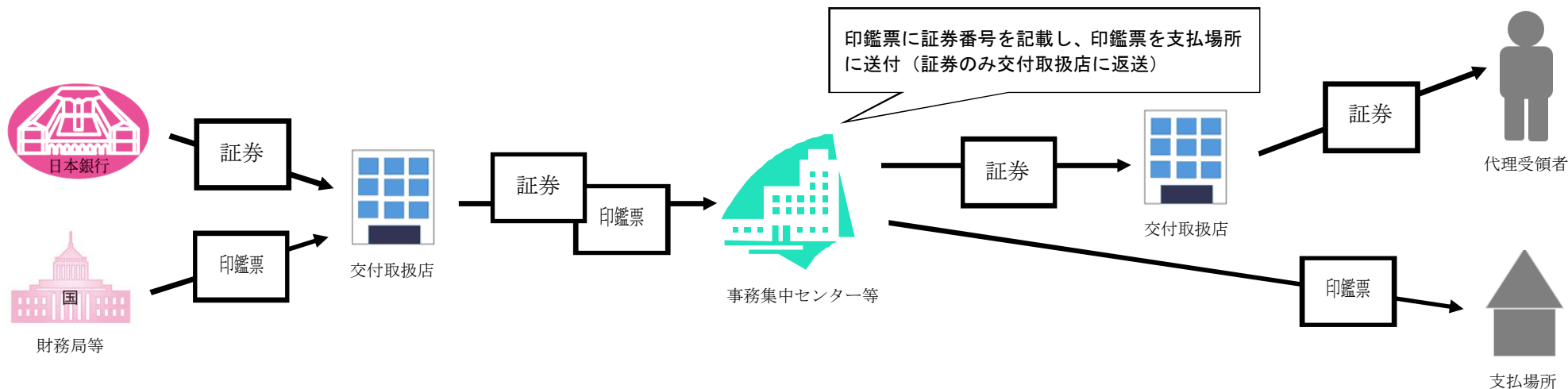
—— 各事務に付随する照合事務についても、事務集中センター等で行う想定です。

—— 以下の図は、各ケースにおける証券・印鑑票の流れのみを示しています。

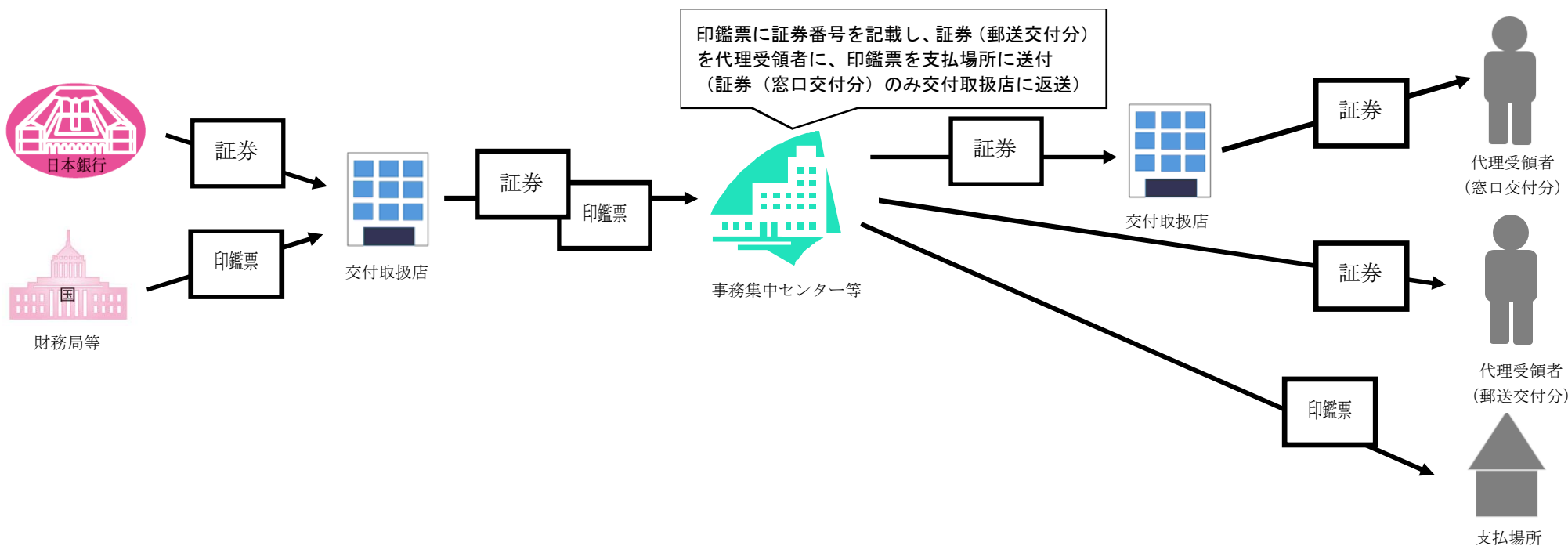
【例①】印鑑票への証券番号の記載のみを事務集中センター等で行うケース



【例②】印鑑票への証券番号の記載および支払場所への印鑑票の送付を事務集中センター等で行うケース



【例③】印鑑票への証券番号の記載、支払場所への印鑑票の送付および代理受領者への証券の郵送交付を事務集中センター等で行うケース





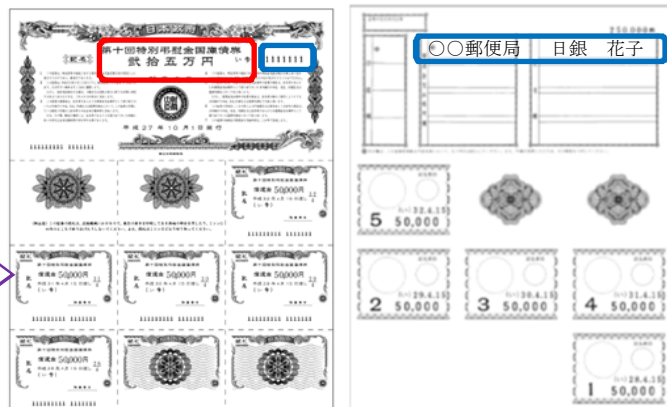
証券・関係書類間の照合個所の削減等

【交付内訳書と証券・印鑑票・交付通知書・受取人明細表・裁定通知書との照合個所】

     ⇒見直し後は、赤枠内のみ照合。

     ⇒見直し後は、青枠内の照合は不要。

証券



交付内訳書

交付内訳書		第十回特別弔慰金国庫債券	
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書

印鑑票

印鑑票		第十回特別弔慰金国庫債券	
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票

受取人明細表

受取人明細表		第十回特別弔慰金国庫債券	
受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表
受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表
受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表	受取人明細表

裁定通知書

裁定通知書		第十回特別弔慰金国庫債券	
裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書
裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書
裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書	裁定通知書

交付通知書

交付通知書		第十回特別弔慰金国庫債券	
交付通知書	交付通知書	交付通知書	交付通知書
交付通知書	交付通知書	交付通知書	交付通知書
交付通知書	交付通知書	交付通知書	交付通知書

【印鑑票への証券番号の記載】

印鑑票

印鑑票		第十回特別弔慰金国庫債券	
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票
印鑑票	印鑑票	印鑑票	印鑑票

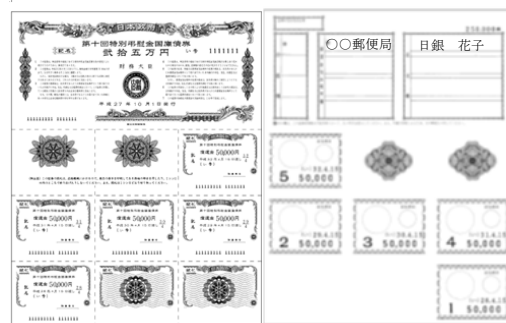
交付内訳書

交付内訳書		第十回特別弔慰金国庫債券	
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書
交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書	交付内訳書

見直し後は、交付内訳書により印鑑票に証券番号を記載することも可。

\* 見直し後も、証券により記載することも可。

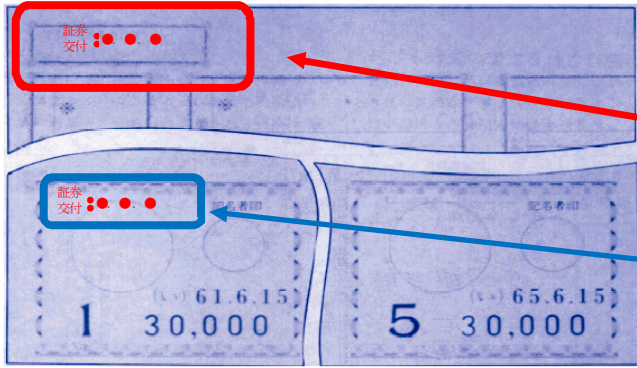
証券



交付内訳書により印鑑票に証券番号を記載した場合には、記載した印鑑票の証券番号を証券と照合。

証券交付年月日の表示個所の削減

【証券類】



見直し後は、赤枠内のみに表示。

見直し後は、支払期日到来済分であっても、青枠内の表示は不要。

【印鑑票】

第〇回特別用慰金国庫債券印鑑等届出書

債権者氏名 住所 氏名 印鑑

〇〇郵便局 △△市1-1 日銀〇花子 日銀

支	私	表	示	期	記号
証券交付年月日	証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	い
証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	額面金額
証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	●●万円
証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	番号
証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	証券交付	1234567

注：※印は、特別用慰金債券が記入し又は印を押すこと。

【交付内訳書】

\* 見直し後も、日付・店名の入っている交付済印・払渡済印等も使用可。

【交付通知書】

\* 見直し後も、日付・店名の入っている交付済印・払渡済印等も使用可。

見直し後は、各代理受領者分の最初の頁のみに表示することが可能。

請求内訳書

証券交付年月日

国債名称	第〇〇特給国債	証券交付年月日	〇〇年〇月〇日
令連日付	●●〇年〇月〇日	交付取扱店	〇〇郵便局
令連番号	財理●●●国債〇〇号	代理受領者	〇〇市長
交付取扱店	日本銀行〇〇代理店	支払場所	〇〇郵便局
内訳書枚数	1	※証券番号	0741407
証券枚数	4	債	等
〇〇〇〇〇〇	日銀花子	〇〇郵便局	0741408
〇〇〇〇〇〇	日銀一郎	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409
〇〇〇〇〇〇	日銀太郎	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410

注：※印欄は、日本銀行で記載するものである。

払渡及び金額 〇〇〇〇〇円

見直し後は、窓口交付の場合には、省略可。一方、郵送交付の場合には、省略不可。

第〇回特別用慰金国庫債券交付通知書

通し頁 〇

番号	交付取扱店	受取人氏名
第1234号	日本銀行〇〇代理店	〇〇市長

第〇回特別用慰金国庫債券(●●万円) 額面●●万円 ●●年●●月●●日

この証券□●万円券□●枚

□上記の証券を譲渡者等の進捗に対する特別用慰金支給法第5条第1項の規定によって交付しますから、上記の交付取扱店で受け取ってください。

〇〇年 〇月 〇日

〇〇財務局長 □□□□□□□□ 印

領収証

上記の証券を受け取りました。

居住所 〇〇年 〇月 〇日

氏名 〇〇市長 印

証券交付年月日

証券交付

注：日本銀行に届出する場合は、市区町村長等が第〇回特別用慰金国庫債券の受領の責任を受けているときは、当該市区町村長等の名を記入すること。

## 印鑑票送付先・枚数の一覧表の送付

本一覧表は、支払場所への印鑑票の送付事務を支援するためのものです（ご利用は任意です）。  
本一覧表に基づき印鑑票送付書を作成する場合には、同表上の留意事項を参照したうえでご利用ください。

## 【一覧表の様式イメージ】

記名国債証券印鑑票送付先一覧					
<b>（本一覧を利用する場合の留意事項）</b>					
・複数の都道府県に存在する同一名称の郵便局については、識別されていませんので、印鑑票の送付にあたっては、印鑑票の「償還金支払場所」欄に記載されている都道府県名を必ず確認してください（確認後、（*）欄にチェックしてください）。					
交付取扱店	日本銀行●●代理店				
代理受領者	償還金支払場所（*）	国債名称	枚数	計	
A市長	○○郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	2	1,237	
		第十回特別弔慰金国庫債券	1,234		
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
	□□郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	10	12	
		第十回特別弔慰金国庫債券	2		
		△△郵便局	2		6
	合計	第二十八回特別給付金国庫債券	2		
		第十回特別弔慰金国庫債券	3		
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
	B町長	××郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	14	1,255
第十回特別弔慰金国庫債券			1,239		
第二十七回特別給付金国庫債券			2		
第二十二回特別給付金国庫債券			5		
□○郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	13	8	
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
○×郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	4	4	
		合計	5		
C村長		△○郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	24	33
			第十回特別弔慰金国庫債券	3	
	第二十七回特別給付金国庫債券		1		
	×○郵便局	第二十二回特別給付金国庫債券	1	4	
		第十回特別弔慰金国庫債券	3		
□△郵便局	第十回特別弔慰金国庫債券	2	2		
合計	第二十八回特別給付金国庫債券	1	9		
	第十回特別弔慰金国庫債券	8			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

以上

ページ 〇/〇

\* 今後変更が生じる可能性があります。

## 代理店等事務にかかる証票等の複製等の可能化

代理店等が扱った証票等の検索事務等の合理化・効率化を図る観点から、証票等の複製・複写を可能とします。

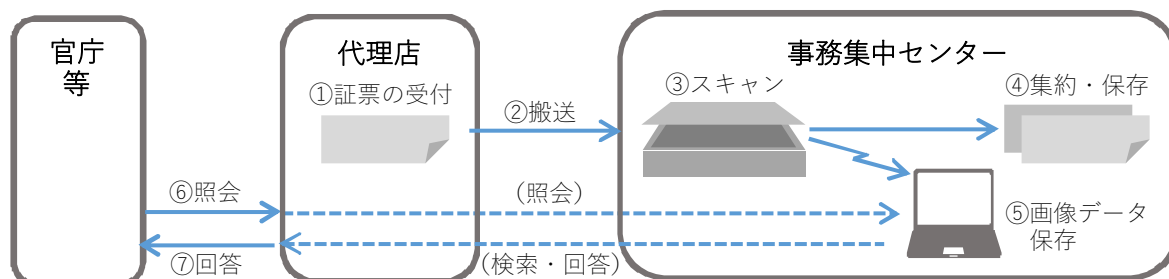
### 1. 複製・複写を可能とする対象

代理店等事務に関するすべての証票（領収控、国庫金振込明細票等）および電子データ（口座振替データ等）を対象として、代理店等事務の遂行に必要な最小限の個人情報に限り、複製・複写を可能とします。

—— 本年4月、「日本銀行代理店等事務にかかる個人情報の取扱いに関する手続」を改正し、日本銀行が特に指示した場合を除き個人情報の複製・複写を禁止する扱いを見直します。

### 2. 本施策の活用例

証票等を複製・複写したデータの活用方法は、同データが代理店等事務に用いられる限り、金融機関の任意としますが、金融機関から寄せられたニーズ等を踏まえると、証票等のデータ化により、次のような事務の効率化が考えられます。



- 証票のスキャニング（画像データ化）により、端末上での証票検索が可能となり、代理店等が扱った国庫金の受払に関する官庁等からの照会対応が効率化。
- 代理店等事務以外で扱った伝票等を電子保管している先においては、代理店等事務でも同様の扱いが可能となり、証票電子化事務が効率化。
- このほか、例えば、仕向店が国庫金振込明細票をスキャニングのうえ、事務集中センターにデータ送信することにより、事務集中センターにおいて、他行宛てテレ為替電文の発信準備等を早期に行うことも可能化。

### 3. 証票等本書の取扱い等

証票等の本書は、現行どおり、所定の期間保管してください。

また、複製・複写を行った個人情報は、前掲の手続を遵守のうえ、厳格に取扱いいただきますようお願いいたします。

## 歳入金等受入事務における保存書類の管理事務の集約可能化

歳入金等を扱った歳入代理店（以下「受入店」といいます。）における領収控等の書類の保存に関する事務の合理化・効率化を図る観点から、保存書類の管理事務について、歳入代理店引受金融機関本部等への集約化を可能とします。

## 1. 集約を可能とする対象

受入店以外の場所に書類を保存する場合における当該書類の管理に関する事務について、歳入代理店引受金融機関本部等で行うことを可能とします。

—— 現在、領収控等については、受入店以外の場所に保存することができる一方、その管理は受入店が行うことを前提に、受入店に文書保管票等を備え付けることをお願いしています。

この点について、本年4月、「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」を改正し、歳入代理店引受金融機関本部等において、受入店が明らかなかたちで保存書類の管理を行うことを前提に、当該本部等に管理事務（文書保管票等の備え付け）を集約できるようにします。

## 2. 本施策の活用例

本施策により、例えば、振替金融機関からの歳入金等の受入れに関する事務について、事務集中センターで、受入書類を処理し、書類の保存を行っている場合には、歳入代理店引受金融機関本部において、保存書類の管理を行うことができるようになります。

